○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第三百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　積付け（第六条・第十八条）
第三節　運送の申込みおよび引受け（第十九条・第二十条）
第四節　貨物の受取および引渡し（第二十一条・第二十七条）
第五節　指図（第二十八条・第二十九条）
第六節　事故（第三十条・第三十二条）
第七節　運賃、料金等（第三十三条・第三十八条）
第八節　運賃、料金等の支払（第三十九条・第四十二条）
第九節　留置権（第四十三条・第四十四条）
第十章　運送証券（第四十五条・第四十八条）
第十一章　積込みおよび取卸し等（第四十九条・第六十四条）
第三章　特別貨物の運送
第一節　総則（第六十五条・第六十六条）
第二節　冷蔵貨物の運送（第六十七条・第七十条）
第三節　生動物の運送（第七十一条・第七十四条）
第四節　貴重品の運送（第七十五条・第七十六条）
第五節　危険品の運送（第七十七条・第八十条）
第六節　引越荷物の運送（第八十一条・第八十四条）
第四章　雑則（第八十五条・第八十六条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別機器を使用する事業を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令または慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他止当な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送期間、運賃及び料金を受取った日を含む二日

二　申込者が発送日を指定した場合の指定の日を含む二日

三　集荷及び配達を伴う場合は、その日を含む二日

2　前項の期間に日曜日、土曜日、祝日、年末年始（毎年十二月三十日から翌年一月三日）、ただし、一日未満の端数は一日とします。

3　集荷及び配達を伴う場合であっては、一日

（運送の引受け）

第六条　当店は、前条第一項の期間内に、次に掲げる事項が明らかな運送の申込みを受け受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運送の申込み）

第七条　貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知を受けて、貨物の種類及び性質に適した運送に適する車両を選定します。

3　当店は、前項の規定により選定した車両の数が、第二十四条に規定する待機期間、第二十五条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

4　当店が、第二項の規定により選定した車両を使用することが適当でないと認めるときは、その旨

（運送の拒絶）

第八条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の意を与えないとき。

三　当該運送が、法令の規定又は公共の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

四　当該運送に関して、申込者から特別の通相を求められたとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送の変更）

第九条　当店は、前条第一項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受者に対し、運賃、料金等の額、運送の開始の予定日時

2　当店は、前項の規定により変更した運送引受書の交付に代えて、当該運送引受者に対し、運賃、料金等の額、運送の開始の予定日時

（運送の申込み）

第十条　当店は、運送の申込みを受けるに当たり、貨物の種類及び性質に応じた適切な梱包を行うよう、荷送人に求めることがあります。

2　当店は、前項の規定により梱包を行うよう求めるときは、その旨

3　当店は、前項の規定により梱包を行うよう求めるときは、その旨

4　当店は、前項の規定により梱包を行うよう求めるときは、その旨

（運賃、料金等）

第十一条　運賃、料金等は、別表第一に掲げる額とします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を別に定めることがあります。

3　当店は、前項の規定により定めた運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当該運送の申込者に通知します。

4　当店は、前項の規定により定めた運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当該運送の申込者に通知します。

（運賃、料金等の支払）

第十二条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十三条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十四条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十五条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十六条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十七条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十八条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第十九条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十一条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十二条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十三条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十四条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十五条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十六条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十七条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十八条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第二十九条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十一条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十二条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十三条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十四条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十五条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十六条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十七条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十八条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第三十九条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第四十条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第四十一条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第四十二条　運賃、料金等は、荷送人が、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

第二節　運送業務等

（受取の拒絶）

第四十三条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　当該運送の申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の意を与えないとき。

三　当該運送が、法令の規定又は公共の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

四　当該運送に関して、申込者から特別の通相を求められたとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（留置）

第四十四条　当店は、運賃、料金等の額、運送の開始の予定日時、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所

（運送証券）

第四十五条　荷送人は、貨物の運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

3　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第四十六条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付帯条件を付けること。

（危険品についての申告）

第四十七条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（運送証券）

第四十八条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品及び貴重品）

第四十九条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、鼈、金属石、硫黄、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び容器を加えて一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

（危険品及び貴重品）

第五十条　荷送人は、貨物の価格が二万円を超えるときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の規定により通知を受けて、貨物の種類及び性質に適した運送に適する車両を選定します。

3　当店は、前項の規定により選定した車両の数が、第二十四条に規定する待機期間、第二十五条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

4　当店が、第二項の規定により選定した車両を使用することが適当でないと認めるときは、その旨

（危険品）

第五十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱機別等に応じて、運送に適する車両を選定しなければなりません。

2　当店は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱機別等に応じて、運送に適する車両を選定しなければなりません。

（危険品）

第五十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱機別等に応じて、運送に適する車両を選定しなければなりません。

2　当店は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱機別等に応じて、運送に適する車両を選定しなければなりません。

（危険品についての申告）

第五十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十四条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十五条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十六条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十七条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十八条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第五十九条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第六十条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第六十一条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第六十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第六十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

（危険品）

第六十四条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量

第三章　特別貨物の運送

第一節　総則

（利用運送及び利用運送手数料）

第六十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、荷送人に当該貨物を利用して運送事業者の荷受人に名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別金見見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責任において利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第二節　積付け

（積付け）

第六十六条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、縛木、台木、充てん材その他の積付用品は、運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節　積付け

（受取及び引渡し）

第六十七条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取ります。運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

（管理等を要する引渡し）

第六十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該送付に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第六十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しを拒むことができます。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払をなすまでの間、当該荷送人との運送契約によって当店の保管する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の保管）

第七十条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷受人の指定すべきことを指図すべきことを催告します。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めその貨物の受取を催告します。その期間経過後、なおなお、荷送人に対し、前項に規定する指図に同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十一条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、その証

4　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について不利益証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十二条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十三条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十四条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十五条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十六条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十七条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十八条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第七十九条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

（引渡不能の貨物の寄託）

第八十条　荷送人を確知することができない場合又は荷送人の指定する者から貨物を受取ることができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、その証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該貨物

第四節　指図

（貨物の処分権）

第八十一条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡しを受けるまでは、行使することができます。

3　第一項の指図をする場合において、当店が承諾したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第八十二条　当店は、次の場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第五節　指図

（事故の際の措置）

第八十三条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　当該貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　相当の期間、当該運送経路又は運送方法にとるべきかたとき。

三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2　当店は、前項の規定により指図を求めたときは、指図を待ついとき。

3　荷送人が、前項の指図に応じないときは、荷送人の利益のために、当店の規定による処置を講じて、荷送人の利益を害しないと認めるときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

（危険品等の処置）

第八十四条　当店は、第七十五条の規定による通知又は同条第二項の規定に反して通知をしなかった爆発、発火その他危険な性質を有する貨物について、荷受人から取卸しの拒絶があったときは、荷送人に対し、当該貨物の運送の中止若しくは返送若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

2　前項の規定により指図を求めるときは、荷送人に対し、当該貨物の処分を指図するよう求めることができます。

3　荷送人が、前項の指図をしないときは、当店は、当該貨物の処分を行うことができます。

4　前項の規定により当店が処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第八十五条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から二月以内に限り、事故証明書を発行します。

2　当店は、前項の貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合には、当該貨物の引渡しの日以降において、発行することがあります。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第八十六条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　当該貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　相当の期間、当該運送経路又は運送方法にとるべきかたとき。

三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2　当店は、前項の規定により指図を求めたときは、指図を待ついとき。

3　荷送人が、前項の指図に応じないときは、荷送人の利益のために、当店の規定による処置を講じて、荷送人の利益を害しないと認めるときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

（危険品等の処置）

第八十七条　当店は、第七十五条の規定による通知又は同条第二項の規定に反して通知をしなかった爆発、発火その他危険な性質を有する貨物について、荷受人から取卸しの拒絶があったときは、荷送人に対し、当該貨物の運送の中止若しくは返送若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

2　前項の規定により指図を求めるときは、荷送人に対し、当該貨物の処分を指図するよう求めることができます。

3　荷送人が、前項の指図をしないときは、当店は、当該貨物の処分を行うことができます。

4　前項の規定により当店が処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第八十八条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から二月以内に限り、事故証明書を発行します。

2　当店は、前項の貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合には、当該貨物の引渡しの日以降において、発行することがあります。

第七節　運賃、料金等

（運賃、料金等）

第八十九条　運賃、料金等は、別表第一に掲げる額とします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を別に定めることがあります。

3　当店は、前項の規定により定めた運賃、料金等の額を、当該運送の引受の日の前日までに、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十一条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十二条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十三条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十四条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十五条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十六条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十七条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十八条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第九十九条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第百条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。

（運賃、料金等の支払）

第百一条　運賃、料金等は、荷送人が、当店に支払います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額を、当店に支払います。

3　当店は、前項の規定により運賃、料金等の額を、当店に支払います。